

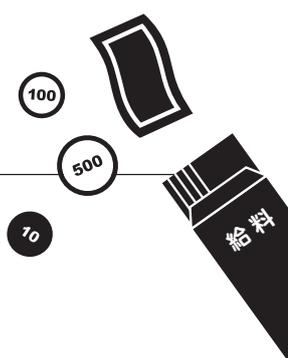
忘れてる うちに 貯まってる。



〈ひろぎん〉財形預金で将来の備えを。

お給料をもらった分だけ使ってしまう、というあなたには
〈ひろぎん〉の財形預金がおすすめです。

目的に合わせて、お給料から自動的に貯めていく預金なので、
無理なく貯蓄をすることができます。



財形預金、ここがポイント!

ポイント
1



確実に貯められる

お給料からの天引きなので
自動的に貯蓄ができ、預
け忘れがないので確実に
貯めることができます。

ポイント
2



少額から始められる

一般財形預金は1,000円
から始められるので、
あなたのペースに合わせて
貯めることができます。

ポイント
3



非課税の特典

財形住宅預金と財形年金預金
に限り、合わせて550万円
までは、利息に税金が
かかりません。

※ただし、目的以外のお引出については、利息に
20.315%の税金がかかります。※2013年1月1日か
ら2037年12月31日までに受け取る利息につ
いては、復興特別所得税が追加課税され、
20.315%の源泉分離課税が適用されます。

「財形預金」の種類については裏面をご確認ください。

社会人の貯蓄を〈ひろぎん〉が応援します。

一般財形預金とは？

結婚・旅行など目的を問わず、契約時の年齢制限もない財形預金です。

年齢制限なし

1回のお積立
1,000円以上



財形年金預金とは？

老後に備えた資金づくりのための財形預金です。

満55歳未満

1回のお積立
100円以上



財形住宅預金とは？

住宅の新築、増改築のための資金づくりを目的とした財形預金です。

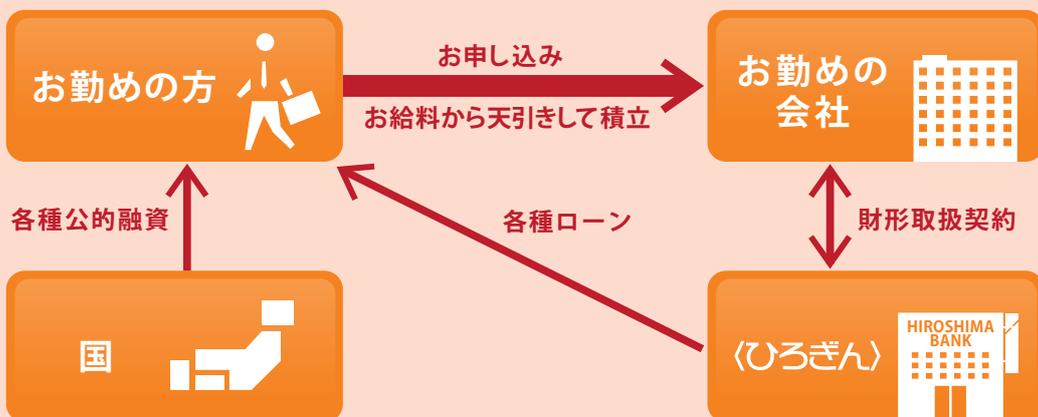
満55歳未満

1回のお積立
100円以上



	一般財形預金	財形年金預金	財形住宅預金
ご利用いただける方	勤労者の方	ご契約になったとき、満55歳未満の勤労者の方	ご契約になったとき、満55歳未満の勤労者の方
お積立方法	お給料・ボーナスから天引き	お給料・ボーナスから天引き	お給料・ボーナスから天引き
お積立期間	3年以上	5年以上	5年以上
お預け入れ金額	1回のお積立は1,000円以上	1回のお積立は100円以上	1回のお積立は100円以上
据置期間		6か月以上5年以内	
非課税限度額		財形住宅預金とあわせて元本(利子を含む)550万円まで	財形年金預金とあわせて元本(利子を含む)550万円まで
ご契約		おひとり1契約で、1金融機関に限られます。	おひとり1契約で、1金融機関に限られます。
	<p>お引出し 積立日から1年経過後は、1か月以上前にご連絡いただければ、積立額の範囲内で、いつでも必要な金額だけお引出しができます。1回1万円以上。 ※お引出しについては、支払われた利息について20.315%の源泉分離課税がかかります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%の源泉分離課税が適用されます。</p>	<p>年金お受取り方法 ■お受取り開始日…満60歳に達した日以降 ■お受取り期間…5年以上20年以内 ■お受取り方法…2か月または3か月ごとの指定日に預金口座へ自動振込 ※目的外のお引出しの場合には、お引出し前、5年間に支払われた利息について20.315%の源泉分離課税がかかります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%の源泉分離課税が適用されます。</p>	<p>お引出し条件 ご自分が住む住宅の新築・購入・増改築の場合にだけお引出しができます。 お引出しにあたっては、登記簿謄本・工事請負契約書など、所定の書類が必要になります。 ※目的外のお引出しの場合には、お引出し前、5年間に支払われた利息について20.315%の源泉分離課税がかかります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%の源泉分離課税が適用されます。</p>

財形制度のしくみ



申込方法
貴社の財形預金
担当者の方へ
お申し込みください。

※お申し込みができる財形預金の種類は、企業等の制度により決められていますので、貴社の財形預金担当者の方へご確認ください。

お問い合わせ先 (ひろぎん)の窓口 または	〈ひろぎん〉ダイレクトマーケティングセンター 0120-038-238 フリーダイヤルをご利用頂けない場合は 082-544-1554 (通話料はお客様負担となります)	受付時間 平日/9:00~17:00 (ただし、土・日・祝休日・大晦日・正月3日がは除く)	〈ひろぎん〉ホームページ ひろぎん	〈ひろぎん〉 公式アプリ
-----------------------------	--	--	----------------------	-----------------